

訪問看護重要事項説明書 [令和6年8月1日現在]

1 事業所の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業者	LECK株式会社
事業所名	雪ノ下訪問看護リハビリケア
所在地	神奈川県鎌倉市雪ノ下636-10 立花大倉ビル3階
介護保険指定番号	1462190411
医療機関コード	219, 041.1
主たるサービス提供地域	鎌倉市 ※こちらの地域以外の方でもご相談ください。

(2) 営業時間・サービス提供日

月曜日～金曜日	午前9:00～午後5:00
---------	---------------

※土日・祝祭日はお休みになります。年末年始（12月30日～1月3日）は祝祭日の扱いとなります。

(3) 職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名	0名	1名
看護職員	看護師、准看護師	名	名	名
理学療法士等	理学療法士	名	名	名

2 事業の目的、運営方針

<事業の目的>

要介護状態と認定された利用者に対して、訪問看護のサービスを提供し、利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、療養生活を支援することを目的とします。

<運営の方針>

事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、利用者個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

3 提供するサービスの内容

(1) 訪問看護は、利用者の居宅において看護師、理学療法士等が、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示、居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画、具体的なサービス内容を記した訪問看護計画により、次のサービスを行います。

1) 療養上の看護

- ①病状や全身状態の観察②清拭・洗髪・入浴介助等による清潔の保持③食事（栄養）の援助
- ④排泄の援助⑤ターミナルケア⑥認知症高齢者等の看護⑦療養生活や看護方法の指導⑧服薬指導

2) 診療の補助

- ①褥瘡の予防・処置②カテーテル等の管理③その他医師の指示による処置

3) リハビリテーションに関すること

看護職員とリハビリ職員との連携の上でのサービスを行います。

4) 家族支援に関すること

- ①在宅療養を継続するために必要な援助相談②家族の健康管理

(2) 事業者は、利用者の希望する日程をうかがい、調整の上訪問看護サービスを提供します。

(3) 下記の訪問看護サービスの利用については、利用者の同意のもと行います。

4 サービス利用料金及び利用者負担金

(1) サービス利用料

サービス利用料及び利用者負担金については、別紙を参照ください。

1) 介護保険の場合

要介護認定を受けている利用者の訪問看護サービス利用料は、厚生労働大臣が定める保険対象総額（＝合計単位数×地域単価3級地加算11.05）から保険給付分9割または8割、7割を差し引いた金額が負担金額となります。（小数点以下切り捨て）

2) 医療保険の場合

厚生労働大臣が定める健康保険制度、後期高齢者医療制度等に基づきご請求いたします。合計利用金額の内、該当保険制度の自己負担上限額までが負担金額となります。

3) その他の料金について（保険外費用・税抜表示）

(2) サービス中止（キャンセル）の料金

利用者の都合でサービスを中止する場合、利用日前日の午後5時までにご連絡下さい。それ以降のキャンセルはキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください。（連絡先：0467-24-6110）

＊ただし、利用者の様態の急変など、緊急やむを得ない場合、キャンセル料は頂きません。

(3) 料金の支払方法

毎月月末締めとし、翌月15日までに当月分の料金を請求いたしますので、27日までに予め指定の方法（口座振替）でお支払いください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当事業者の職員がお伺い致します。

訪問看護の提供の開始が決まり次第契約を締結するとともに主治医の指示を文書で受け、これに基づき訪問看護計画書を作成し、利用者へ内容を説明し、サービス提供を開始致します。

※居宅介護支援事業所に居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当の居宅介護支援専門員とご相談ください。

※本サービス提供のため、利用者の介護保険証、健康保険証、その他公費に関わる書類の原本を確認させて頂き、複写を提出していただきます。

(2) 本サービスの利用の終了

1) 利用者の都合で本契約を終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

2) 当社の都合で本契約を終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知致します。

3) 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了致します）

①利用者が介護保険施設等に入所した場合

②介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合

※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

③利用者が亡くなられた場合

④その他、利用者の都合で訪問する機会が1ヵ月以上ない場合（入院などでやむを得ない場合を除く）

4) その他

①当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。

②利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者やその家族の方などが、当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為や暴言、暴力、恐喝等を行った場合は、当社の判断により通知することで、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

③当日の健康チェックの結果、利用者の体調が悪い場合、リハビリや入浴等のサービスを変更または中止することがございます。

④利用中に体調が悪化した場合、サービスを中止することがあります。その場合は利用者の家族や主治医もしくは居宅介護支援専門員等に連絡した上で、適切に対応致します。

⑤他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでは、全部もしくは一部のサービスの利用を、お断りさせていただく場合がございます。

6 緊急時及び事故発生の対応方法

本サービスの提供にあたって、利用者のご容体の変化等があった場合、事故が発生した場合その他緊急の事由が生じた場合には、当利用者から、通知を受けた緊急連絡先に対して連絡を行うとともに、その他必要な措置を講じます。また、本サービスの提供に際し、当事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体又は財産に損害が発生した場合には、当事業者は利用者に対し、速やかに当該損害の賠償を行います。

7 衛生管理等について

看護職員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行い、また訪問看護事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。

8 秘密保持と個人情報の保護

当事業者は、本サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族の秘密を、正当な理由もなく第三者に開示致しません。この義務は、本サービス提供が終了した後も継続いたします。また、利用者又はその家族の個人情報は、事前の書面による同意を得ない限り、取得や利用、第三者に提供いたしません。

9 虐待の防止について

当事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、職員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整え、職員が利用者その家族の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

10 身体拘束等の適正化のための措置

当事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を禁止するものとします。やむを得ずに身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

11 相談窓口、苦情対応

- (1) 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

事業所名：雪ノ下訪問看護リハビリケア

TEL : 0467-24-6110 (受付時間：月～金 曜日 午前9:00～ 午後5:00)

- (2) その他の相談・苦情窓口

- 1) 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係
(受付時間：月～金 8:30～17:15) TEL 045-329-3447
- 2) 神奈川県子どもみらい局福祉部 TEL 045-210-1111
- 3) 鎌倉市役所介護保険課 TEL 0467-61-3950
- 4) 逗子市役所介護保険課 TEL 046-873-1111

12 その他運営についての留意事項

- (1) 事業所は従業者の質的向上を図るため研修機会を次の通り設けるものとし、業務体制を整備します。

- 1) 採用時研修 採用直後より6ヵ月以内に実施する

- 2) 継続研修 年2回以上実施する
- (2) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所との協議に基づいて定めるものとする。

1.3 事業者の概要

法人名 LECK株式会社 代表取締役 大館 健一
所在地 神奈川県鎌倉市雪ノ下636-10 立花大倉ビル3階
事業内容 居宅サービス事業

1.4 加算項目同意

- 訪問看護におけるリハビリテーション等のサービスにおいては、理学療法士等が訪問することに同意します。
- 厚生労働省による「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」の内容を踏まえ、利用者やその家族の希望に応じたターミナルケアを行った際の訪問看護ターミナルケア療養費加算に同意します。
- 単独スタッフでの対応が困難である場合の複数名訪問看護加算に同意します。
- 長時間訪問（90分を超える）となった際の長時間訪問看護加算に同意します。

令和 年 月 日

訪問看護の開始にあたり、利用者に対して重要事項を説明し、交付いたしました。

(指定訪問看護サービス事業者)

所在地 神奈川県鎌倉市雪ノ下636-10 立花大倉ビル3階
事業所名 雪ノ下訪問看護リハビリケア

説明者： _____.

私は契約書及び本説明書により、事業者からの重要事項の説明を受け同意し、交付を受けました。

(利用者)

氏名： _____ 印

電話番号： _____.

緊急連絡先： _____.

(代理人)

氏名： _____ 印

電話番号： _____.

利用者との関係： _____.

個人情報の取り扱いに関する同意書

【個人情報の利用目的と本同意書の趣旨】

雪ノ下訪問看護リハビリケア（以下：当事業者）でお預かりする個人情報につきましては、医療・介護サービス提供のために利用し、法令に基づく場合および利用者の生命・健康・財産の重大な利益を保護する場合を除き、その利用者の同意を得ることなく他に利用および提供、委託することはありません。

【個人情報利用範囲】

利用者及びその家族の個人情報利用については、解決すべき問題や課題など、情報を共有する必要がある場合、及び以下の場合に用いらさせていただきます。

1. 医療・介護サービス
 - (ア) 当事業者での医療・介護サービスの提供
 - (イ) 他の病院・診療所・助産所・薬局・訪問看護・介護サービス事業者等との連携
 - (ウ) 他医療・介護機関等からの照会への回答
 - (エ) 外部の医療介護者等に意見・助言を求める場合
 - (オ) 検体検査業務等の業務委託
 - (カ) 利用者の家族等への病状説明
 - (キ) 厚生労働大臣、都道府県知事、市区町村への報告
 - (ク) その他、利用者へのサービス提供に関する利用
2. 介護費用等請求業務
 - (ア) 当事業者での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託
 - (イ) 審査支払機関へのレセプトの提出
 - (ウ) 審査支払機関または保険者からの照会への回答
 - (エ) 公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
 - (オ) その他、医療・介護・労災保険・公費負担医療に関する診療費請求のための利用
3. 当事業者の管理運営業務
 - (ア) 会計・経理
 - (イ) 医療介護事故等の報告
 - (ウ) 医療介護サービスの向上
 - (エ) その他、当事業者の管理運営業務に関する利用
4. 賠償責任保険などに係わる、医療介護に関する専門の団体、保険会社等への相談・届出等
5. 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
6. 当事業者内において行われる実習への協力
7. 医療介護の質の向上を目的とした当事業者内での症例研究
8. 外部監査機関への情報提供

